



# 市議会だより

## 6月定例会を終えて

6月定例会では、「亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定」とこれに伴う補正予算が審議の中心となり、本会議の議案質疑や、その審査の付託を受けた総務委員会では、多くの議員が質疑を行いました。

国民宿舎関ロッジは、昭和42年12月開設以来、市民や来訪者の方々に利用され、親しまれてきましたが、利用者ニーズの多様化や施設の老朽化、長引く景気の低迷などから、近年は、非常に厳しい運営となってきております。このことから、民間の能力を活用する指定管理者制度を導入することとし、指定管理者を公募するため、この条例を制定することの提案がされました。

市議会では、平成20年3月から平成22年6月まで「公営企業経営問題特別委員会」を設置し、関ロッジのあり方について様々な角度から議論を重ね、市長へ「関ロッジの経営形態については、公設公営から公設民営化に向けて検討すること」を含め提言を行っております。また、市長からは、指定管理者は、5カ年の中で運営できる能力を持った業者を選定し、さまざまな手法を引き出し、万全の体制で取り組んでいくとともに、不測の事態が生じた場合は、市長の責任において公の施設として維持していくとの答弁もあり、可決をいたしました。

また、19日の一般質問日には台風4号の襲来により、議会運営を心配したところですが、無事予定どおり運営できましたこと、また何よりも、市内では大きな被害が出なかったことに安堵したことです。これから夏本番となり、台風、大雨が心配されるシーズンでもありますので、皆様におかれましても、しっかりとした備えをお願いいたしますとともに、市議会といたしましても、市民の皆様の安全・安心に一層の努力をしてまいります。

亀山市議会議長 小坂直親



平成24年6月定例会は、6月7日から29日までの23日間の会期で開催しました。6月18日から21日までは議案質疑と市政に関する一般質問を行い、議案についてはそれぞれ所管する委員会に審査を付託し、全議案を可決、承認して閉会しました。

## 6月定例会議案等議決結果一覧

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第40号	<b>亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について</b> 国民宿舎関ロッジについて、近年の経営状況等を踏まえ、直営での運営を見直し、民間の能力を活用することによる経営の改善及び施設の存続を検討した結果、その管理について、指定管理者制度を導入することとし、指定管理者を公募するため、本条例を制定する。	原案可決
議案 第41号	<b>亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について</b> 現在、国民宿舎関ロッジの一部門として直営管理している道の駅関宿地域振興施設について、国民宿舎関ロッジと切り離した運営形態とすることから、公の施設として指定管理者による管理を行っていくため、本条例を制定する。	原案可決
議案 第42号	<b>亀山市税条例の一部改正について</b> 平成24年3月31日に公布された「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」により、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。	原案可決
議案 第43号	<b>亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について</b> 平成24年3月30日に公布された「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税の適用期限を「平成24年3月31日」から「平成26年3月31日」に延長する。	原案可決
議案 第44号	<b>亀山市国民健康保険条例の一部改正について</b> 国民健康保険法の一部を改正する法律が、平成24年4月6日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関連する本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第45号	平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案 第46号	平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案 第47号	<b>工事請負契約の締結について</b> 市道和賀白川線整備事業に伴う和賀白川線道路改良工事について、平成24年5月11日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第48号	<b>訴えの提起について</b> 背内町地内の樺野下水路敷地について、所有権移転登記手続請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求める。	原案可決
議案 第49号	<b>三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について</b> 三重県後期高齢者医療広域連合規約について、住民基本台帳法の一部改正に伴う所要の変更を行うにあたり、広域連合加入市町と規約変更に関して協議を要するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第50号	<b>市道路線の認定について</b> 開発行為により設置された新規路線である北町8号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。	原案可決

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第51号	市道路線の変更について 道路改良工事の施工に伴い、野村布気線の起点の変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第52号	工事請負契約の締結について 井田川小学校教室等増築工事について、平成24年6月20日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。	原案可決
報告 第3号	平成23年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について	—
報告 第4号	平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	—
報告 第5号	平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	—
報告 第6号	平成23年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について	—
報告 第7号	専決処分した事件の承認について 「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」等により地方税法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、関連する亀山市税条例の改正を、平成24年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。	承認
報告 第8号	専決処分した事件の承認について 「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」等により地方税法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、関連する亀山市都市計画税条例の改正を、平成24年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。	承認
報告 第9号	専決処分した事件の承認について 「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」等により地方税法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、関連する亀山市国民健康保険税条例の改正を、平成24年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。	承認
報告 第10号	専決処分の報告について 亀山市長明寺町452番地1において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成24年5月18日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する	—
報告 第11号	専決処分の報告について 亀山市本丸町577番地において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成24年5月18日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。	—
議員提出 議案第2号	市長専決処分事項の指定について 支払督促に対する異議申立てによる訴訟の提起に関することを、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項に指定する。	原案可決

議案質疑は7名の議員が行いました。内容は次のとおりです。  
(質疑一覧中、太字の質疑について、質疑の要旨、答弁を掲載しています。)

### 宮崎 勝郎（緑風会）

**議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について**



- 1 新しく制定される条例は、どのような条例か
- 2 事業運営について、指定管理者としたのはなぜか
- 3 指定管理料は、議案第46号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）で提案されている5年間で22,800千円と示されているが、どのような根拠であるのか

**議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について**

- 1 新しく制定される条例は、どのような条例か
- 2 事業運営について、指定管理者としたのはなぜか
- 3 今まで事業運営は関ロッジと一緒に運営されていたが、今後においては別途の事業運営とするのはなぜか
- 4 指定管理料はどれくらいなのか

**議案第45号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について**

- 1 第2款総務費、第1項総務管理費、指定管理者選定支援業務委託料249千円は、なぜ一般会計なのか
- 2 第10款教育費、第5項社会教育費、地域の芸術環境づくり助成金600千円は、どのような事業か

**議案第51号 市道路線の変更について**

- 1 新規事業の市道野村布気線の起点の変更はなぜなのか

**問** 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定の考え方となぜ指定管理者制度を導入するのか、また、指定管理料算定の根拠について聞く。

**答** 今回の亀山市国民宿舎関ロッジ条例は、現在の経営形態を見直し、民間の能力を活用した指定管理者制度を導入するため制定するものである。

関ロッジの運営については、国民宿舎関ロッジの在り方検討委員会の提言や、平成22年度に業務委託した運営手法検討調査業務結果、さらには議会からの提言などさまざまな観点から検討を重ねてきた。その結果、公設公営による運営には限界があると判断し、民間活力を導入し新たな経営形態へ移行を図ることにした。民間活力導入については、民間事業者の経営手腕が最も発揮され経営の改善が期待される指定管理者制度を選択したものである。

指定管理料は、民間事業者が関ロッジを管理した場合、健全な管理運営を行うために必要な年間の指定管理料の限度額を480万円とし、指定管理期間が平成25年7月から平成30年の3月末までの4年9ヶ月であることから、指定管理料の限度額合計として2,280万円を計上した。なお、指定管理において収益が出た場合でも、協定により定められる指定管理料の額は変更なく支払うことになる。

## 議案の審議結果

\* ○印は賛成 ×印は反対 なお、議長 小坂直親は採決に加わっておりません。

議席番号	1	2	3
議員名	高島真	新秀隆	尾崎邦洋
議案名			
議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について	○	○	○
議案第45号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	×	○	○
議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について	×	○	○
議案第47号 工事請負契約の締結について	○	○	○
報告第7号 専決処分した事件の承認について	○	○	○
報告第8号 専決処分した事件の承認について	○	○	○
議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について			
議案第42号 亀山市税条例の一部改正について			
議案第43号 亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について			
議案第44号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について			
議案第48号 訴えの提起について	○	○	○
議案第49号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について			
議案第50号 市道路線の認定について			
議案第51号 市道路線の変更について			
議案第52号 工事請負契約の締結について			
報告第9号 専決処分した事件の承認について			
議員提出議案第2号 市長専決処分事項の指定について	○	○	○

## 大井 捷夫（新和会）

### 議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について



- 1 今回の条例制定に至った経緯について
- 2 亀山市国民宿舎事業の設置等に関する条例が存在するが、改正しない理由について

### 3 指定管理者制度の導入について

#### (1) 市職員の待遇について

#### (2) 指定管理者契約について

#### (3) 耐震補強（SRF工法）について

- 4 公募としているが、広くノウハウを持った民間事業者の参入が必要と思うが、どのような取り組みを考えているのかについて

- 5 公募による民間事業者の参入見通しについて

### 議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について

- 1 議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定と施行期日が異なるが、その理由について

- 2 指定管理者制度を導入するための条例としているが、個別に公募する理由について

### 議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

- 1 債務負担行為による国民宿舎関ロッジ指定管理料として、期間を平成25年度から平成29年度の5年間とし、限度額として22,800千円を計上しているが、その年度別内訳について

- 2 国民宿舎関ロッジ指定管理料の年度別の債務負担額は理解するが、その算定根拠について

- 3 道の駅関宿の指定管理料は計上されていないが、その理由について

**問** 指定管理者制度導入に際して、現在の関ロッジの職員の待遇をどう考えているのか。指定管理者とはどのような契約を交わすのか、また、管理者が期間中に何らかの理由によって撤退等した場合はどう対応するのか聞く。

**答** 現在、関ロッジには支配人を含め正規職員4人が配属されている。平成25年7月に関ロッジの経営が指定管理者制度に移行されれば、当然職員は市のほかの部署に人事異動になるが、スムーズに指定管理者制度に移行するためには、平成25年度は最低1人の関ロッジ担当職員が必要であると認識している。臨時職員については、指定管理者に対し、引き続き雇用の希望のある職員を積極的に雇用するよう仕様書等で明記し、雇用の機会を失わないように努めていきたい。

指定管理者との契約については、指定管理期間全体にわたる基本協定と、年度ごとに結ぶ年度協定を締結することとなる。内容は、公募要領並びに仕様書に基づく参入事業者による事業計画を含め、関ロッジの運営及び施設管理について指定管理者が行う業務について定めることとなる。また、万が一、指定管理期間中に指定管理者の撤退などの事態が生じた場合は、指定管理者との協定書の中で対応していくこととなり、市に不利益が生じた場合は損害賠償等を求めていくものと考えている。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20	21	22
中 崎 孝 彦	豊 田 恵 理	福 沢 美 由 紀	森 美 和 子	鈴 木 達 夫	岡 本 公 秀	坊 野 洋 昭	伊 藤 彥 太 郎	前 田 耕 一	中 村 嘉 孝	宮 崎 勝 郎	片 岡 武 男	宮 村 和 典	前 田 稔	服 部 孝 規	竹 井 道 男	大 井 捷 夫	桜 井 清 蔵
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

**竹井 道男（市民クラブ）**

議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について



1 なぜ条例を制定するのかについて

2 亀山市国民宿舎事業の設置等に関する条例の扱いについて

議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

1 指定管理料の考え方について

2 経営の如何に関わらず額は担保するのかについて

3 損益勘定留保資金からの支出について

**問** 当条例は、指定管理者制度の導入と、指定管理者を公募するため制定となっているが、制度導入の背景と、なぜ指定管理者公募のために、今の段階で来年の手続の議決をしなければならないのか確認する。

次に、現在の亀山市国民宿舎事業の設置等に関する条例は、今回提案されている条例の制定にあわせて附則において廃止をするとなっているが、今後、スケジュールどおりにいかなかつた場合、現条例の扱いはどうなるのか、また現在の企業会計の扱いはどうなるのか聞く。

**伊藤 彦太郎（ぽぷら）**

議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について及び

議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について



1 国民宿舎関ロッジ指定管理料の額の根拠について

2 指定管理者の選定について

議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について

1 指定管理業務の範囲について

2 指定管理料について

3 指定管理者の選定について

**問** これまでの答弁であった公営の限界とはどういうことか。今回の指定管理にあたって管理者に指定管理料を年間480万円支払うということはどういうことなのか、公営による限界ではなく、民間としてもお手上げの状況ではないのか。もう一度公営でできることを探るという発想にはならなかつたのか確認する。関宿の観光について、関ロッジがどういう役割を果たしていけるのかということまでを含めたプロポーザルにすべきと考えるが、

**答** 近年の国民宿舎関ロッジの経営は、利用者ニーズの多様化や施設の老朽化などから、平成17年度をピークに利用者が減少し平成19年度からは赤字経営となっている。このような状況下、一般会計からの繰り入れもなく、独立採算制を確保してきたが、厳しい経済情勢のもと、このままでは内部留保金の枯渇も予想されることや、市のあり方検討委員会などで、さまざまな検討をし、直営による経営は難しい、困難であると判断し、今回の条例の制定となった。

また、1年後の施行日の条例を現段階で制定するのは、本条例に基づいて指定管理者の公募等の手続的な事務を進めるためである。

指定管理者制度の導入は、万全を尽くして進めしていくため 不測の事態はないと考えているが万が一、平成25年7月からの施行ができないとなれば、条例の施行日については、改めて検討するものと考えている。

また、現条例は、指定管理者による管理運営を開始する平成25年7月1日をもって廃止となり、現在の公営企業会計による運営は完了することとなるので、その後は一般会計に引き継ぐことを検討している。

プロポーザルの仕様書はどうするのか。

**答** 近年の関ロッジの経営状況は、20年度、21年度、22年度が赤字経営となっていることから公としての運営が限界にあるということを判断した。関ロッジは独立採算の企業会計の考え方につとり、その事業を健全に今日まで積み上げてきており、内部留保資金を赤字補てんとして独立採算で行ってきたという状況である。

施設の老朽化、多様な消費者のニーズの中での検討の過程ではさまざまな選択肢を検討したが、関ロッジはこれからも地域資源として亀山市にとって必要であるという考え方の中で、今回指定管理者制度を導入し、プロポーザルでさまざまな提案を引き出していくという思いで準備をしている。

プロポーザルの仕様書については、現在策定中ではあるが、基本的には建物を含めた管理という運営を仕様書の中にうたい込んでいきたい。ただ、その中の資源として歴史的な価値のあるもの、また自然背景のものについての資料を当然つけていくながら、それを指定管理参入者がどう生かしていくか、それはその時点での企画や計画の中で反映されるものと考えている。

## 福沢 美由紀（日本共産党）

議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について



- 1 指定管理者を公募するに当たり、必要な準備の内容はどのようなものか
  - 2 現在制定されている亀山市国民宿舎事業の設置等に関する条例との違いは何か
  - 3 現在、関ロッジに配置されている職員はどうなるのか
- 議案第41号 亀山市道の駅関宿地域振興施設条例の制定について
- 1 道の駅全体の管理運営ではなく、関宿地域振興施設のみを指定管理委託することであるが、実際駐車場やトイレなどの管理について、影響が出てくることはないのか

**問** 道の駅というのは、清潔なトイレがあるとか、駐車場が24時間使えるとか、電話が24時間使えるとかいろいろな要項があり、その一体のものを道の駅ということである。当条例は地域振興施設だけについて定め、指定管理委託するということです

## 櫻井 清藏（ぽぶら）

議案第40号 亀山市国民宿舎関ロッジ条例の制定について



- 1 条例制定の根拠について
  - (1) このたびの議案は指定管理者制を目指す条例であるように見受けられるが、市長の考えを糾したい
  - (2) 条例第4条について、宿舎の管理は、亀山市の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定に基づき指定されたものとあるが、選考者は宿舎経営に対する見識を備えた方が行うのかを知りたい

議案第45号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、指定管理者選定支援業務委託料249千円について

議案第46号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について

- 1 国民宿舎関ロッジ指定管理料について（第2条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について）

あるが、駐車場やトイレ、電話などの管理はどうなるのか伺う。

**答** 道の駅関宿の施設のうち、亀山市が所有する施設は地域振興施設だけであり、駐車場、トイレ棟、情報棟などは道路施設として国土交通省の所有となっている。国土交通省が所有する施設の管理は、国土交通省と亀山市の間で取り交わした確認書により市が行うこととなっており、現在の管理の状況としては、早朝のトイレ清掃はシルバー人材センターに委託、駐車場の清掃やトイレの消耗品の補充や雑草の除去などは地域振興施設に従事する職員が行っている。

今後についても、亀山市が管理を行うことになっていることから、指定管理者に管理の一部を委託することも検討し、これまでと同様に適切な管理に努めていきたいと考えている。



**問** 市民の公的な機関として、継続して関ロッジの運営を行っていくのに、指定管理者制度を活用するという市長の思いがわからない。条例制定にあたり市長の思いを聞く。

**答** 関ロッジの経営形態については、これまでから調査・検討ってきており、議会からの提言も尊重させていただいて今日に至っている。

今後も関ロッジについては、公の施設として持続をさせていくという判断から、その方法として、民間活力による指定管理者制度を導入して持続ができるよう、また地域資源が今後うまく活用できるよう今回の条例の制定、そして今後の広報を初めとするさまざまな万全の体制で臨んでいくという思いで、今まで進めてきたところである。

また、指定管理者の選定にあたっても、公平、公正、専門的なノウハウの評価、経営の評価など総合的な視点を検証する仕組みを考えて、臨んで行きたいと思っており、その上で選定委員会が選定をされた候補者については、当然市長の責任において、最終の判断をし、決定をすることであり、そういう責任を認識しながら、今までこの作業や準備をしてきたところである。

## 服部 孝規（日本共産党）

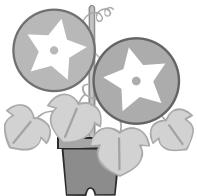
報告第7号 及び報告第8号 専決  
処分した事件の承認について



1 住宅用地の固定資産税及び都市計画税の措置特例を平成26年度に廃止するという内容の条例改正だが、これによりどれだけの人がどれくらいの負担増となるのか、また、平成24年度と25年度は経過措置が設けられるがこの2年度で増税となる人数とその額はそれぞれいくらになるのか

**問** 今回の一部改正の中で、市民に大きな影響があるのが、固定資産税の負担調整措置を平成26年度に廃止するという問題である。改正の内容と改正理由について聞く。

また、この改正で、どれだけの人がどれくらいの負担増になるのか聞く。



一般質問は16名の議員が行いました。内容は次のとおりです。  
(質問一覧中、太字の質問について、質問の要旨、答弁を掲載しています。)

## 尾崎 邦洋（緑風会）

非正規職員の雇用について



1 現在の雇用状況と今後について

2 採用時における扱いについて

職員の守秘義務と市民サービスについて

1 正規職員の退職後及び非正規職員の離職後の守秘義務について

2 市役所窓口や電話等の応対など市民サービスについて

**問** 臨時職員が毎年契約を更新しているということであればそれはもう臨時ではなく常勤が必要なのではないのか。安定した雇用の中で責任ある仕事が遂行されると考えているが、仕事や責任の度合いなどを考えた上で、必要に応じて、正規職員の採用または非正規職員の正規職員化を図っていくべきではないのか。

また、非正規職員の採用時の扱いとして、総合環境センターなどでは安全教育を行っているのか、安全教育の実施記録なども保管されているのか聞く。

**答** 平成6年に評価の均衡を図るため、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格等の7割を目途とする評価替えが行われ、同時に税負担が急増しないよう、なだらかに課税標準額を上昇させる負担調整措置が講じられたが、評価水準が市町村ごとに異なることから宅地の評価額の上昇割合にも全国にばらつきが生じることになった。

その後、これらの解消を図るために、平成9年の評価替えにおいて負担水準を均衡化させるため据置特例が導入され、課税の公平性が図られてきた。結果、一部には依然としてばらつきは残っているが、負担水準の均衡化は相当程度進展をしている状況になった。据置特例は経過的な措置を講じた上で廃止となり、課税標準額を徐々に是正をする負担調整措置は継続するもので、これが平成24年度の評価替えに伴う、今回改正の土地に係る固定資産税の負担調整措置の見直しの背景である。

この据置特例が26年度で廃止となった場合の影響額は、対象者は約1万1,000人、税額は約1,100万円、経過措置が設けられている平成24年度と平成25年度の2年度の影響は対象者が約8,000人で、税額は約600万を見込んでいる。

**答** 正規職員については、定員適正化計画により平成21年度末までの5カ年において、23名の削減を実施、その後、平成22年度に策定した新たな定員適正化計画においては一定率での削減は行わず、現状の体制の職員数を基本として展開していくとしており、本計画の期間中は、この定員適正化計画の考え方沿って進めていきたいと考えている。

今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、総人件費を抑制しながら、国からの権限移譲に伴う事務事業の増加などにしっかりと対応していくために、非常勤職員の効果的な配置を行いながら事業を進めていきたいと考えているが、正規職員全体の配置を見直す中で、必要があれば非正規職員にかけて正規職員を配置していくことも検討していきたい。

総合環境センターでの就業時における安全教育は、所属長が口頭で行い必要があれば講習会等にも積極的に参加をさせているところである。今後、特別の教育が必要な職員を採用する場合は、労働安全衛生法の趣旨に基づき、安全教育の実施や実施記録の作成、また、保存を行っていきたいと考えている。

## 中村 嘉孝（新和会）

行財政改革について

- 1 龜山市行財政改革大綱の見直しについて
- 2 中期財政見通しにおける課題について
  - (1) 財政調整基金、減債基金について
  - (2) 基金の管理計画（特定目的基金等の整理・再編）について
  - (3) 税外収入の確保について
  - (4) 財政健全化における数値目標の設定について



太陽光発電について

- 1 当市の太陽光発電（ソーラーシステム）の利用状況と補助制度について
- 2 大規模太陽光発電所（メガソーラー）について

**問** 東日本の震災以降、太陽光発電は、今後の電力不足が大変深刻化する中、注目を浴びているが、当市の太陽光発電ソーラーシステムの設置状況と補助制度について伺う。また、ますます再生可能エネルギーが重要視されている中で、大規模太陽光発電所、メガソーラーの建設等に対して、市長はどういった見解を持っているのか。

## 宮村 和典（市民クラブ）

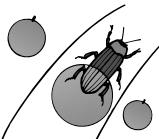
市長像について

- 1 市長としての職務は何か
- 2 副市長としての職務は何か
- 3 市長としてのトップマネジメントについて
  - (1) 考え方を問う
  - (2) 果たす役割を問う
- 4 市長としてのトップセールスについて
  - (1) 以前に質問をしたが、成果を問う
  - (2) 今後の取り組みを問う



**問** トップマネジメントの定義とは、最高位で指揮し管理する組織や企業の最高経営者である。組織は、人、物、金、この3つが要素で、これの責任と権限を握っているのがまさに市長であるが、トップマネジメントについて考え方を聞く。

また市の経営についてナンバーワン、オンリーワンの考え方についても聞く。



**答** 家庭用太陽光発電に関する補助金は、平成18年度から新エネルギー普及支援事業として交付し、22年度からは補助内容を拡充し取り組んできている。23年度までの各家庭に対する補助件数の累計は467件で、補助金額は上限を10万円として、1キロワット当たり3万円である。

再生可能エネルギーについては申し上げるまでもなく、エコシティかめやまを目指して、この施策、事業を強化していきたいと考えており、具体的には、地球温暖化防止対策の推進、それから災害時の電力確保、地域産業の活性化などさまざまな観点から、新エネルギーの施設等に関する新たな導入を促進していく必要があると考えている。

24年度から25年度にかけて見直して作成を行っていく環境基本計画や地球温暖化防止対策地域実施計画の中にも、そういう観点からの導入をしっかりと位置づけて取り組んでいきたいと考えている。

大規模ソーラー設備についても広く民間の事業者が参入あるいは整備をいただくような促進を龟山市としても図っていきたいと考えている。

**答** トップマネジメントとは、組織の経営層、経営管理の最高方針を決定する部門を指していると理解している。

市の経営の考え方としては、総合計画基本構想に位置づけるまちづくりの基本的な考え方に基づき、さまざまな地域資源を最大限に生かして、連携、交流を促進しながら市民力で地域力を高めていくことであり、その成果として、亀山の独自性が發揮され、だれもが愛着と誇りを持って暮らしが受けられるまちを形成することが大切であると考えている。

そしてそのことが、オンリーワンに向けた取り組みそのものであり、将来の亀山市の都市像の実現に向けて、「小さくともキラリと輝くまち」に通ずるのではないかと思っている。

オンリーワンのまちづくりを進めていくことが、その延長線上の結果として広くナンバーワンの評価をいただければ、本市のまちづくりの大きなインセンティブになるのではないかと考えている。

## 鈴木 達夫（ほぶら）

水道事業における市外からの給水について



- 1 市の給水区域内でありながら、実際に給水されていない市民の実態について
- 2 なぜ、何十年も適切な対応ができなかったのかについて
- 3 解決に向けた今後の対応について

**過去の一般質問及び提案に対する進捗状況について**

- 1 県道28号及び県道41号線交差点のJR和田踏切の改善について
- 2 子育て支援事業の「類似事業の見直し」について
- 3 行財政改革大綱について
  - (1) 「新たな公共領域」とは、具体的にどのようなことなのかについて
  - (2) 歳入改革の推進について
    - ア 広告収入の導入について
    - イ 「白鳥の湯」入浴料の見直しについて
    - ウ 「動物火葬炉」使用料の見直しについて

## 服部 孝規（日本共産党）

リニア中央新幹線建設計画の推進を見直し、建設計画の撤回を求めるこ



- とについて
- 1 この20年間、東京－大阪間の輸送需要はほとんど横ばいなのに、なぜ新たにリニア新幹線が必要なのか
  - 2 リニア建設より現在ある東海道新幹線の地震・津波対策や東日本大震災からの鉄道網の復旧が優先ではないのか
  - 3 エネルギー浪費型の社会、交通体系の見直しや安全性の確保はされているのか
  - 4 リニア亀山駅誘致で本当に亀山市が活性化するのか

旧国道1号線の野村から御幸にかけての歩道整備について

- 1 平成16年6月議会で質問して以降、歩道整備に向けた進展が何ら見られないがどうなっているのか

**問** 今後、長期的に見れば人口は減っていく、特に新幹線の利用が多いと言われる15歳から64歳の年齢層は20年後には17%減少し、利用者数は減っていくという予測が立つ。そういう意味から輸送

**工** 「事業系一般廃棄物処理」手数料の見直しについて

### (3) 今後の行財政改革の取り組みについて

**問** JR和田踏切の現在の混雑度、交通安全の問題、市民の生活環境から、この和田の踏切についてどんな認識をしているのか。喫緊の課題だと認識しているのか伺う。

**答** 県道亀山鈴鹿線のJRの和田の踏切は、県道とJRが近接をして併走しているため、特に大型車がスムーズに踏切を曲がりにくく、朝夕を中心に交通渋滞の発生原因となっているだけでなく、交通事故の危険性も高い箇所であり、重要な課題を持った踏切であるという認識をしている。

これらの課題を解消する方法としては、立体交差が原則であるが、費用や地域への影響などの理由によりすぐさま実施することは困難である。現在の踏切を拡幅するなどの対策について、三重県やJR東海に要請を行っているが、残念ながら、現時点での具体的な内容に進展していないという状況である。今後も、改善に向けて関係機関へ要請をしていく。

力が限界に来たから新たなものが要るという、これまでのJR東海の主張は、もう根拠がないと思うが、なぜ新たにリニア新幹線が必要なのか。

**答** このリニア新幹線の建設は、昨年5月に建設主体に指名されたJR東海に対し、国から建設指示が行われ、現在、着工に向けた取り組みが進められている。

こうした中で、リニア中央新幹線については、東京、名古屋、大阪の3大都市圏を高速かつ安定的に結ぶ幹線鉄道網として充実するものである。

また、東日本大震災の教訓を受け、災害に強い国土づくりのため、リスク回避の観点からも日本経済の大動脈の二重系化を可能とともに、開業後50年弱が経過する東海道新幹線の経年劣化に伴う大規模改修工事についても、その運行に及ぼす影響を低減する効果が期待されるところである。

このように、リニア中央新幹線の整備については、3大都市圏間の高速かつ安定的な旅客輸送を中心的に維持・強化するもので、国民生活及び国家経済にとって極めて重要なものと、国あるいはJR東海ではされており、こういったところから必要という認識である。

## 新 秀隆（公明党）

### 健康づくり対策について

#### 1 胃がん予防について

(1) 亀山市の現在のがん予防対策について



(2) 胃がん発生抑止の啓発運動について

(3) ピロリ菌検査の助成制度について

### 市民の安心・安全対策について

#### 1 消防バイクについて

(1) 狹隘道路を有する地域への消防車の対応について

(2) 消防バイク導入について

#### 2 オフロードバイクについて

(1) 災害時の情報収集方法について

(2) オフロードバイク隊の導入について

**問** 現在は、胃がんで、年間5万人の方が亡くなっています。その原因の1つが、日本人の2人に1人が胃に持っていると言われるピロリ菌であると言われています。ピロリ菌検査の助成制度についての考え方について聞く。

また、地震や火災などの災害時にすぐれた機動力を發揮し、初期消火活動や情報収集に大きな効力が期待されるとされる消防バイクや、オフ

## 坊野 洋昭（緑風会）

### 公共下水道について

#### 1 市全域の完備への工程計画を問う



#### 2 引き込みの進捗率はどうなっているか

### 道野12号線改良工事について

#### 1 計画内容と工程計画を問う

### 被災地のがれき処理について

#### 1 市としての考え方を問う

(1) ひ灰の最終処分場はどうなるのか

(2) 地元への理解は得られるのか

**問** 被災地の瓦れきを亀山市で焼却することになったとした場合、その飛灰の最終処分はどのように考えているのか。

被災地についてはいろんなことに協力していくかなければいけないとを考えているが、最終処分場も決まらない今の現状では、市民の不安感から瓦れきを受け入れることは非常にむずかしいと思う。市民への理解はどのように得るのか。

ロードバイク隊の導入についてどう考えるのか。

**答** ピロリ菌を退治することで胃がんの発生リスクを大きく下げられ、ピロリ菌の検査は胃がんを初めとする胃の病気を予防することにもつながるものと考えているが、まずは現在行っている検診の受診率の向上を図り、がんの早期発見、早期治療につなげていくことが急務と考えており、ピロリ菌検査への助成は、がん予防施策全体の中で研究をしていきたい。

次に、消防バイクの導入については、火災現場における消防活動は部隊活動が大原則であることや出動体制の確保、安全管理の徹底、さらに免許取得や高度な運転技術を要するなどの要因から、当消防本部では配置はしていない。また、現在策定中の亀山市消防力整備基本計画の中でも議論の対象とはしていない。初期消火についても、各自治会が設置の消火栓ボックスの活用や自主防災組織が配備した消火器などの活用により、効果的な初期消火に努めることが重要であると考えている。

オフロードバイク隊の導入については、安全管理、運転技術の確保などの諸問題が考えられ、今後において効果等を検討、研究していきたい。

**答** 飛灰の最終処分場については、現在、三重県において処分先確保の調整を進めているが、まだ確保には至っていない。

瓦れき処理の対応については、三重県から「三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン」が示されたところもあるが、その安全性に課題が残されていることから三重県に見解を求めている状況である。

また、4月下旬に、三重県並びに市長会、町長会の3者で、「災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に係る合意書」が結ばれており、震災瓦れきの受け入れの是非については、まずはその処理の安全性に関する課題が整理確認をされ、その上で、飛灰の処理先の確保、住民の協力、議会の賛同の4条件をクリアしなくては次の段階には移れないという認識を持っている。

現在、震災瓦れきの安全性に対する確証を持つに至っていないことから、さらなる情報収集や研究に努め、引き続き慎重な対応をとっていきたいと考えている。

## 岡本 公秀（新和会）

亀山市衛生公苑について

- 1 現在のし尿処理量と内容について
- 2 現在の運転状況について
- 3 鈴鹿川への放流水の水質及び農業集落排水設備からの放流水の水質について
- 4 乾燥汚泥の焼却及び衛生公苑と農業集落排水の管轄について
- 5 今後の計画について



**問** 亀山市の衛生公苑は、昭和62年に建設され26年間にわたって稼働している。現在の衛生公苑で処理している1日当たりの生し尿と浄化槽汚泥の量と比率を聞く。

また、施設建設当時と現在では、生し尿と浄化槽汚泥の量が大きく異なってきており、プラントの運転は順調に行っているのか。鈴鹿川への放流水の水質基準に影響はないのか、さらに、これから衛生公苑の設備の改修の計画について尋ねる。

**答** 衛生公苑への年間の搬入量は、23年度はし尿が3,027キロリットル、浄化槽汚泥が1万5,185キロリットルで、し尿が17%、浄化槽汚泥が83%となっている。

プラントの運転については、し尿と浄化槽汚泥の処理比率が操業開始当初と比べ大幅に逆転していることもあり、安定処理を維持する上で、搬入量の変化を踏まえた運転調整が必要で、微生物の活性化促進剤、メタノールの投入量及び投入回数を調整するなど、放流水への影響などを十分考慮し安定処理に努めている。

水質基準は、水質汚濁防止法、三重県条例、三重県水質総量規制基準、鈴鹿川浄化対策推進協議会との覚書の基準値を遵守している。

今後の計画については、本年3月に亀山市衛生公苑長寿命化計画を策定し、搬入比率が増加する浄化槽汚泥に対応した処理機能の改善を図るとともに、老朽化した主要な設備機器を更新し、施設を延命化することで安定した処理を継続していくことを考えている。またあわせて、関衛生センター処理施設を廃止し、亀山市衛生公苑に統合することで、施設の効率化を図っていく考えである。

## 竹井 道男（市民クラブ）

公共施設の再整備について

- 1 寿命を迎える施設の再整備への対応について
- 2 公共施設白書の策定について
  - (1) 公共施設白書の認識について
  - (2) 公共施設白書をアセットマネジメントの基礎資料に出来ないのかについて
- 3 市庁舎の再整備について
  - (1) 公共施設白書に位置づけて再整備を検討できないのかについて
  - (2) 市役所機能の検討を進めるべきではないのかについて



産業の活性化について

- 1 亀山地域産業活性化基本計画の策定について
  - (1) 策定の背景と目的について
  - (2) 亀山地域産業活性化協議会の役割について
- 2 中小ものづくり経営支援事業について
  - (1) 事業内容と期待される効果について
  - (2) 鈴鹿市ものづくり産業支援センターとの連携は検討できないのかについて

**問** 市の保有施設の一覧や、その施設の費用や利用状況など、市の保有する施設の実態を正確に把握する有効な手段として公共施設白書があるが、

その認識と、また、この白書をアセットマネジメントの基礎資料としての取り組みについて伺う。

**答** 厳しい財政状況のもとで、市の施設にかかる課題を解決していくためには、利用実態やコストパフォーマンス等を踏まえた検証を行い、長期的な視点に立って、具体的な対策を考えいく必要があることや、現時点では市の公共施設全体を把握する一覧資料はないことからも公共施設白書のような資料は必要と認識をしている。

また、市の保有する資産の積極的な情報公開や、有効活用を図り、限られた財源や地域資源を効果的に活用するための資料としての必要性についても十分認識をしている。

また、アセットマネジメントについては、後期基本計画に位置づけられていることや、行財政改革大綱においても、公共施設の統廃合を含め、適正配置を検証し、資産を効率よく管理するアセットマネジメントの考え方を念頭に、所有資産の効率的な維持管理に努めるとしており、アセットマネジメントの取り組みを進めることは重要なものであり、先進市など研究していく。

さらに、今後、市庁舎の再整備についての検討や議論を進める上で、公共施設白書については、一つのツールとして活用できると考えている。

## 伊藤 彦太郎（ぽぶら）

### 東日本大震災について



- 1 「ガレキの広域処理」について、現況報告書にある「更なる研究や情報収集」とは具体的に何か

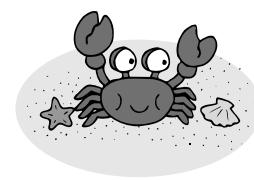
- 2 市長は被災地に対して「息の長い支援が必要」と言わされたが、今後どのような支援を行うのか溶融処理施設の性能について

- 1 廃棄物に含まれる放射性セシウムは、溶融処理においては全て飛灰に排出されると言われているが、間違いないのか

### 衛生公苑の長寿命化について

- 1 費用が13億かかると言われているが、額の根拠について

**問** 市長は、被災地に対する息の長い支援と言わされたが、震災から1年以上たった今、改めて現時点での支援の考え方を聞く。



## 福沢 美由紀（日本共産党）



### 地域コミュニティのしくみづくり支援事業について

- 1 コミュニティを新しいしくみにする目的、目指す姿はどのようなものか

- 2 モデル地区での進捗状況について

### 市内のJR駅についての市民要望に対する行政のあり方について

- 1 JR亀山駅における視覚障がい者の安全対策について

- 2 JR下庄駅前の舗装・駐輪場について

**問** 亀山駅にはエレベーターが設置されており、視覚障がいの方は点字ブロックに添ってこのエレベーターまで行くが、途中にごみ箱やベンチがあり、歩行が困難であることからこれらを移動してほしい、また別の安全な通路を確保してほしいという要望があったと思うが、その内容や経過について聞く。

また、平成21年の12月の定例会で、地域要望として下庄駅前の舗装と、駐輪場の整備を質問したがその後どうなったのか聞く。

**答** 市においては、被災地の一日も早い復興を願い、これまでより被災者の公営住宅での受け入れを行っており、今後も可能な限り続けていきたいと思っているし、発災後の夏までの期間で総勢36名の職員を被災地へ派遣している。

また、本年からは長期の職員派遣1名を宮城県の多賀城市へ派遣している。さらに、児童の就学支援や長期休校期間における交流などさまざまな形で支援を行ってきている。

今後は、この6月30日には、市内各種団体皆さんに大変お世話になり、実行委員会を立ち上げていただき、被災前の宮城県の石巻市などを舞台に、撮影、制作がされた映画「エクレール・お菓子放浪記」の上映会が開催される運びとなっており、その収益金のすべてを被災地に義援する動きもある。今後も、行政としても市民や事業者の皆さん、あるいは民間の団体の皆さんと連携をし、亀山市としてできる支援を息長く行っていきたいと考えている。

**答** 亀山駅の改良要望は、視覚障がい者の方から市の高齢障がい支援室へ相談があり、亀山駅長と要望内容について協議を行い、通行しにくい一因となっている固定式のベンチ、ごみ箱については既に移設に向けた準備が進められている。別の通路の利用については、構造上難しいこともあり、毎年秋以降に県や市が合同で行っているJR東海本社への要望活動に合わせて要望をしてほしいということであった。

次に、下庄駅前の舗装については、平成21年の12月、三重県鉄道網整備促進期成同盟会の個別要望としてJR東海のほうに協議を行った時点では舗装を考えていないという回答であったが、その後の再要望で、舗装工事の実施について、実施方法、費用負担などをJR東海と市で調整の場を持つということで、現在準備を進めている。

また、自転車のバス運行部分へのみ出しについては、市バス運行開始をした折には朝の時間帯に自転車整理員を配置し、バス乗り入れに支障のないように対処した。あわせて、バス乗り入れ口付近に、バス通行の支障にならないよう協力を求める表示を行っており、駐輪者にはおおむね理解をされているものと考えている。

## 森 美和子（公明党）

### 防災・減災対策について

- 1 学校施設の非構造部材の耐震対策について
- 2 市職員の危機管理意識と個々の地震対策について
- 3 実践に即した防災訓練について
  - (1) 夜間を想定した訓練について
  - (2) 災害時に支援の必要な方たちへの訓練の在り方について
- 4 木造住宅の耐震化に対する支援について
- 5 市民サービスについて
  - (1) 転入者に対する対応について
  - (2) 防災マップとハザードマップについて
- 6 防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について



〔問〕震災後15カ月がたつが、市職員の防災に対する危機管理意識は高まったのか、市役所のロッカーやパソコンなどの防災対策についても聞く。

また、転入者になぜ防災マップを配らないのか、洪水ハザードマップは該当地域にしか配られていないが、該当地域の人たちだけがその地域にいるわけではない、全戸配布する必要があるのではないか。

## 宮崎 勝郎（緑風会）

### 住宅リフォーム助成事業について

- 1 昨年の住宅リフォーム助成事業の検証はなされたのか
- 2 本年度の現在までの申し込み件数と補助金額はどうなのか
- 3 今後の申し込み件数が多い場合、どのように処理するのか
- 4 来年度以降の事業の継続はどうするのか



### 亀山市の雇用、失業の情勢について

- 1 亀山市の失業率はどうなのか
- 2 亀山市の雇用状況はどうなのか
- 3 今後の雇用対策等をどのように進めるのか
- 4 今後の企業誘致の考えはどうなのか

### 教育行政の現況報告について

- 1 児童・生徒の安全対策はどうしていくのか
- 2 ふるさと先生の導入による実績と今後はどうするのか
- 3 道徳教育に対する考え方はどうするのか
- 4 コミュニティ・スクールとは、どのような教育なのか

### 民間保育所整備事業について

- 1 民間保育所の整備事業において、事業参入する事業所はあるのか
  - 2 現在の状況の中、4月に開園できるのか
- 地元事業の支援について
- 1 地域コミュニティしくみづくり支援事業は、どのような事業なのか

〔答〕職員の危機管理意識は、昨年の台風や昨日の台風などの体験を実際に積む中で、それぞれの組織、災害本部の機能、活動の質も高まってきていると思っている。市役所の設備品の背の高い書架は壁に固定をされているが、パソコンやモニターなどの一部には防災対策がとられていないものもあるので、耐震マットなどにより早急に対応したい。なお、月一回、安全衛生委員会の職場巡視も行っており、指摘のあったことについては所属長に適宜指摘を行い、その場で速やかに改善を行っている。

転入者への防災マップの配付については、現在の防災マップは平成19年に作成しており、内容の変更もあり、改めて作成した後、窓口で配布していきたいと考えている。

洪水ハザードマップの全戸配布についても今後の印刷の機会をとらえ、他の部署との連携を図りながらできる限りの対応を図っていきたい。

また、防災マップ、洪水ハザードマップ、今後作成予定の土砂ハザードマップの一本化、さらに公共施設に設置されているA E Dの位置情報の記載についても、今後の印刷機会をとらえて考えていきたい。

### 2 地域においての事業に対する支援の考え方はどうなのか

〔問〕住宅リフォーム助成事業の、平成23年度の検証と、当事業は時限的な施策であるということだが、今後も継続的にやっていくという考えはないのか聞く。

〔答〕平成23年度の住宅リフォーム助成事業の実績は、助成件数42件、工事費4,559万3,940円に対し483万9,000円の助成を行っており、助成金交付決定額に対して工事費が9倍以上の金額となり、一定の経済効果があったものと考えられる。

今年度においては、5月16日から6月15日までを申込期間として受け付けたところ、92件、工事費1億3,189万2,514円となり、1,170万1,000円の申請があった。今年度の予算額の1,000万を超えた170万1,000円については予算の補正など柔軟な対応をしたいと考えている。

また、住宅リフォーム助成事業の今後の継続的な実施については、当事業は目的を住環境の向上と、緊急経済対策としており、議会にもご理解いただき平成23年度から平成25年度までの3カ年の時限的施策として、総額2,000万を想定して創設したことから、現時点では、それを基本とした考えである。

## 中嶋 孝彦（新和会）

### 坂本棚田について

- 1 貴重な地域資源である坂本棚田について、市としてどのようにとらえているのか、考え方を聞きたい
- 2 今後の保全について考え方を聞きたい
- 3 広く一般市民を含めて棚田の保全、あり方について、議論の場を設ける考えはないか



**問** 坂本棚田は平成11年7月に日本の棚田百選に認定され、近年は市内外から観光客も増加傾向で、本市の観光振興にも大きく寄与している。この貴重な地域資源である坂本棚田を市はどうのようにとらえられているのか。地域ではこれまで、自助、共助の精神のもと棚田の保存に努めてきているが、高齢化の進展により棚田を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。すばらしい地域資源を有効に活用し未来に残していくのは地域を中心になることは分かっているが、今の現状を考え、今後の保全をどのように考えているのか。

また坂本棚田は野登や坂本地域の資源だけではなく、もはや亀山市の貴重な資源であるが、棚田の保全や保護に関して、広く一般市民の方を含めての議論の場が必要と考えるがどうか。

## 櫻井 清藏（ほぶら）

### 住宅リフォーム助成制度の現況について



- 1 現在の応募状況について
- 2 前年度は抽選であったが、本年は先着順のことであるが何故か
- 3 議会への内容の変更に対する説明責任について

### 東日本大震災における震災ガレキについて

- 1 平成23年3月11日より、1年3カ月が過ぎ、国、県、全国自治体においてガレキの処理について議論がなされてきたが、亀山市長のこのたびの対応は筆舌に表わし得ない言動であったが、今後の対応についての見解を知りたい

### 人権条例の制定について

- 1 先の議会において、条例制定については、年度中に制定することであったが、聞くところによると平成25年6月予定のことであるが、その考えについて問う

**問** 震災瓦れき受け入れについては、亀山市の溶融施設は三重県下で真っ先に手を挙げるべき施設だと思うが亀山市は絶対に受け入れたくないという判断か。各自治体も民間も受け入れについて動き出している中、亀山市が三重県下で一番いい施設を持っているという前提で、市長の今の判断を

**答** 坂本棚田は、当市のみならず全国的に見ても後世に残すべき貴重で美しい農村景観資源、観光資源であると認識しており、今後においても継続的に棚田の保全に取り組んでいきたいと考えている。

また坂本集落においては、高齢化や担い手不足の問題が年々深刻化してきており、保全管理をしている農地がふえてきているということは十分認識もしている。そのような状況を、坂本地域の方々も、満足されていないこともお聞きをしており、市としても、こういった問題の解消に向け、坂本地域の皆さんのがんばりや考え方を尊重しながら、地域の方々とともに研究・検討を重ねながら、積極的に棚田保全に関する支援に取り組んでいきたいと考えている。

棚田の保全については、高齢化や担い手不足などの関係で限界もあることから、一般市民の方々を含めた新たな担い手づくりや受け皿づくりという保全管理の方法などについて話し合うことも有効な手段の一つであるとは考えているが、地域の方々の思いと考え、それを尊重したいという考え方から、まずは地域の方々との話し合いを持ちたいと考えている。

聞かせていただきたい。

**答** 亀山市では、県や市町のいろいろな議論にも参画をしてきた。また県からの「三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン」についても、課題や懸念についての問い合わせを積極的に行ったところである。仮に亀山市が溶融炉であろうがなかろうが、受け入れるということになれば、市民の健康や生活環境への安全性がしっかりと担保されることが、自治体としての使命であると思っている。将来に対する責務について想定外ということでは済まされないものである。今後もさまざまな情勢の変化の中で、しっかりと国・県の動向を見きわめる必要があり、安全性が確保できること、住民の不安が払拭できること、議会の理解が得られること、そして最終の処分の方式が確保されることをクリアした段階で次の段階へ行くということであり、現在も情報収集や研究を行い対応している。

また、これまで被災地の復興を願って、市民の皆さんや事業所の皆さん、団体の皆さんを初め、さまざまな支援を行ってきており、今後も、可能な限りの支援を行っていくという考え方には変わりはない。

**豊田 恵理 (いずれの会派にも属さない)**

## 亀山市の空き家・空き地対策について

- 1 空き家・空き地におけるトラブルに対する市の現在の対応について
  - (1) 個人所有地の草木等に対する管理指導について
  - (2) 空き家に対する管理指導について
- 2 問題を解決するための今後考えられる対策について
  - (1) 条例について
  - (2) 支援について
- 3 空き家・空き地の活用について



**問** 現在、全国の31自治体が空き家対策の条例があり、三重県では名張市が今年度から制定をしたと聞いている。本年3月定例会では、県や各市町と連携し研究した中で、条例制定の必要性について検討していくという答弁があったが、現在どのような方向性か。また、空き家の処分に対する支援についても伺う。

さらに、空き家を負の財産ととらえるのではなく、資産ととらえて活用していく考え方大事だと思うが、亀山市の空き家バンクの状況について伺う。

**答** 空き家に対する条例の制定については、現在いろいろ研究を重ねている最中で、引き続き県下の市町とともに必要性や効果などの研究を重ねていきたい。

空き家や空き地の処分に対する補助金等については、空き家、空き地、そこにある草木の処分は所有者の責任のもとで行っていただくことになる。ただし、空き家については、地震災害に起因する被害の軽減という視点から、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、倒壊するおそれのある評点0.7未満と診断された家屋については木造住宅耐震補強事業の除却事業として30万円を限度として補助制度の活用が可能である。

空き家情報バンク制度については、定住化や地域活性化施策の1つとして、平成23年度から施行しており、市のホームページで空き家情報を発信することにより、移住希望者と空き家の売却、または貸出希望者を結びつける制度で、昨年度からの運用状況としては、売却または貸出希望者からの空き家の登録が3件あり、うち1件について成約に至っている。

## 常任委員会がそれぞれの所管に関する施設等の視察を行いました

亀山市議会では、毎年5月と11月に各常任委員会協議会を開催し、執行部からそれぞれの所管する事務事業の概要説明と、関係施設等の視察を行っています。

5月14日には産業建設委員会協議会を、15日には教育民生委員会協議会を、16日には総務委員会協議会を開催し、それぞれ事務事業の概要説明を受け、下記の施設等を視察しました。なお、総務委員会協議会は今回は管内視察は行いませんでした。



坂本棚田獣害侵入柵設置現場

### 産業建設委員会協議会

- 坂本棚田獣害侵入防止柵設置現場（安坂山）
- 総合環境センター資源物ストックヤード
- 新名神高速道路（四日市～亀山）
- 農業集落排水畠生地区汚水処理場
- 和賀白川線改良工事現場
- 井田川駅前整備現場



新名神高速道路現場

## 教育民生委員会協議会

- ・待機児童館「ばんび」
- ・療育相談施設
- ・医療センター改修現場
- ・太巣寺
- ・亀山東幼稚園進入路
- ・亀山城多門櫓平成の大修理現場



医療センター改修現場



待機児童館「ばんび」

4月19日岐阜県で開催された東海市議会議長会、5月23日東京都で開催された全国市議会議長会において下記の議員が議員在職10年以上の表彰を受けました。



宮村和典 議員

小坂直親 議員

## 議会の主な動き

### ◆5月◆

- 8日 埼玉県上尾市議会視察来庁(授業の電子化)  
若手市議会議員の会視察来庁(企業誘致、  
関中学校、まちなみ保存)
- 9日 全国自治体病院経営都市協議会総会(東京都)  
日中友好促進三重県市議会議員連盟総会
- 10日 宮城県岩沼市議会視察来庁(災害弱者支援  
ネットワーク)
- 11日 埼玉県蓮田市議会視察来庁(議会改革)
- 14日 産業建設委員会協議会
- 15日 教育民生委員会協議会
- 16日 総務委員会協議会
- 17日 宮崎県都城市議会視察来庁(民間活用市営  
住宅)
- 18日 全員協議会  
会派代表者会議  
三重県市議会議長会総会
- 22日 議会運営委員会
- 23日 全国市議会議長会総会(東京都)  
東京都稻城市議会視察来庁(歴史的環境形  
成事業)  
産業建設委員会
- 25日 議会改革推進会議検討部会
- 28日 教育民生委員会行政視察(28日、29日 愛  
知県長久手市、長野県松本市)

### 31日 議会運営委員会

三泗鈴亀農業共済事務組合議会全員協議会  
及び臨時会

### ◆6月◆

- 4日 市町村広域災害ネットワーク加盟市町の議  
会の代表者会議(東京都)
- 5日 リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会  
(東京都)
- 7日 6月定例会開会
- 13日 全員協議会  
議会運営委員会  
会派代表者会議
- 18日 議案質疑  
予算決算委員会
- 19日 一般質問
- 20日 一般質問
- 21日 一般質問
- 22日 産業建設分科会、産業建設委員会
- 25日 教育民生分科会、教育民生委員会
- 26日 総務分科会、総務委員会
- 27日 予算決算委員会
- 29日 議会運営委員会  
教育民生委員会  
6月定例会閉会

### 9月定例会の会期日程(予定)

- 8月30日 本会議開会 10:00~
- 9月10日 議案質疑 10:00~
- 11日 議案質疑 10:00~  
予算決算委員会
- 一般質問 13:00~
- 12日 一般質問 10:00~
- 13日 一般質問 10:00~
- 18日 産業建設分科会 10:00~  
産業建設委員会

- 19日 教育民生分科会 10:00~  
教育民生委員会
- 20日 総務分科会 10:00~  
総務委員会
- 24日 予算決算委員会 9:00~
- 25日 予算決算委員会 9:00~
- 27日 本会議閉会 14:00~

※正式な日程は定例会直前の議会運営委員会で決定されます。

詳しくは議会事務局へお問い合わせ下さい。ホームページにも掲載します。

### 議会を傍聴しませんか。

議会の本会議や委員会は傍聴することができます。当日議会事務局で受け付けます。  
会議の日程は、市役所玄関ロビーの会議案内版やホームページに掲載しています。